

不利益処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発) (06-6208-7837)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	再開発会社の処分の取消し等の命令
概要	市長は、再開発会社が施行する都市再開発事業の事業又は会計が、この法律（これに基づく命令を含む。）若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、事業計画、権利変換計画若しくは管理処分計画に違反すると認める場合その他監督上必要のある場合には、事業又は会計の状況を検査し、その結果、違反の事実があると認めるときは、違反を是正するため必要な限度で、施行者がした処分の取消し、変更若しくは停止又は工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命じることがあります。
根拠法令等 及び条項	都市再開発法 第125条の2第3項
処分基準	◎市長は、違反が認められる再開発会社に対して、必要な措置を命じる公益上の必要性と、その措置によって生じる社会的損失等を比較衡量して、違反を是正するため必要な限度において、次のいずれの命令を行うか判断します。 1. 再開発会社のした処分の取消し、変更又は停止の命令 2. 再開発会社のした工事の中止又は変更の命令 3. その他必要な措置の命令
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000466563.html
備考	再開発会社が、市長の検査を拒み、又は妨げたとき若しくは市長の命令に違反したときは、都市再開発法第144条の2の規定により、20万円以下の過料に処せられる。